

平成29年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	北海道・東北
2	住市総事業における税制上の優遇措置	(要望内容) 住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5,000万円控除の適用を要望します。 (要望理由) 住市総事業による道路用地買収は、買取りの申出があった日から6ヵ月以内に譲渡が行われる等、収用事業における5,000万円控除の特例適用の条件を満たし、収用事業と同じ基準で算定した金額で買収及び補償が行われるにも関わらず、所得税控除が適用されないのが現状である。地権者からすると、個人の所有する土地等を公共事業のために買い取られるということに変わりはなく、一方にしか5,000万円控除が適用されないというのは、公平性に欠け、地権者からの理解も得られ難く、事業協力の拒否につながることも考えられる。	収用対象事業とそれ以外の事業とに同等の税制の特例措置を講じることは困難です。	近畿

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

No	要望事項	要旨	回答	ブロック
1	予算の確保と配分	災害に強いまちづくりを進めるため、各自治体が事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、必要とする予算の確保、ならびに適切な配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	住環境整備事業の防災・安全交付金において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表された既成市街地での重点計画を策定する予定をしています。老朽建築物が密集した地区での早急に居住環境の改善、良好な市街地形成を促進するため、老朽建築物等除却の必要がありますので、確実な予算配分をお願いします。	必要な予算額の確保に努めます。	東海・北陸
3	密集市街地整備の財源確保	(要望内容) 南海トラフ巨大地震等に備えて、密集市街地における地区公共施設や延焼遮断帯の整備などを強力に進めるため、国費率の引き上げとともに国費の重点配分を行うなどの拡充を行うこと。併せて、地方債について、東日本大震災の復興事業と同等の特別な地方財政措置を講じること。 (要望理由) ・大阪府内には、「地震時等に著しく危険な密集市街地」(H24.10国交省公表)が7市11地区にわたる計2,248haが存在しており、全国ワースト1の規模。 ・平成32年度までにその解消を目標として、府市が連携して整備を進めているところ。 ・しかし、府市の財政状況は厳しく、確実な目標達成には、整備を強力に支援する交付金制度の拡充などの国の支援が必要。 施策例 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の国費の拡充、地方債に関する特別措置など ・地方要望額に対する十分な国費の確保 ・国費率の引き上げ(現行1/2 2/3に) ・南海トラフ巨大地震対策事業に係る地方債についても、東日本大震災の復興事業と同等の地方財政措置を求める(東日本大震災の復興事業に係る地方債は、起債充当率100%、後年度の元利償還に対する交付税措置80%となっている。)	必要な予算額の確保に努めます。 なお、復興事業とそれ以外の事業とに同等の措置を講じることは困難です。	近畿

4	<p>密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保</p>	<p><要望の要旨> ・東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な地震が頻発し、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、延焼危険性、避難困難性の高い密集住宅市街地の整備は喫緊の課題である。 ・こうしたなか、密集住宅市街地整備の重点的かつ緊急的な推進を図るためには、国の補助制度の拡充や財源確保が必要である。</p> <p>要望概要 社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 (例) ・民間負担の軽減を図る観点から、「住宅市街地総合整備事業」による補助に加え、国単独の補助を実施 ・地方の財源確保に向け、地方負担額について起債措置 「住宅市街地総合整備事業」における広場整備に関して、密集住宅市街地整備の観点から、補助対象財産の処分の取扱いについて柔軟な運用を要望</p>	<p>平成27年度予算から「密集市街地総合防災事業」を創設し、民間が行う地区公共施設整備に対する国費率の引上げなど、従来の交付金による補助率と比べると一部補助率が高くなっている項目がございますので、活用をご検討ください。 なお、地方公共団体が施行する居住環境施設整備(老朽建築物等除却など)や公共施設整備等の地方負担額は、地方財政措置(起債充当率:50~100%)が講ぜられることとなっておりますので、参考としてください。 また、補助対象財産の処分の取扱いについては、「住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年住宅局長通知)」によることとなっております。</p>	近畿
5	財源確保	<p>密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)について必要となる財源を継続的に確保されたい。</p>	<p>必要な予算額の確保に努めます。</p>	近畿
6	<p>老朽家屋除却後の跡地に対する固定資産税の軽減</p>	<p>(要望内容) 密集市街地などにおける地震時等の延焼拡大の一因となる老朽空家等の除却を促進するため、除却跡地の更地に対する固定資産税を軽減する制度を創設するとともに、それに伴い税収減となる市町村に対する助成措置を行うこと。 (要望理由) 整備事業だけでなく、あらゆる手立てを尽くして密集市街地の安全性の確保を図る観点から、延焼の危険性の高い老朽住宅の除却を、より一層促進するため、除却跡地に対する固定資産税の軽減など税制を活用した促進策が必要。 施策例 老朽家屋の除却を促進するため、除却した敷地について更地であっても一定期間、住宅用地特例並みに固定資産税を軽減する。それに伴う市町村の税収減に対する助成措置(地方交付税など)を行う。</p>	<p>除却跡地の更地について、地方公共団体が条例等で独自の優遇措置を講じている例があることは承知しています。固定資産税の軽減を全国一律の措置として講じるにあたっては、他の更地と比較した場合の課税の公平性や、密集市街地が都市部を中心に偏在的に存在していること等が課題になると考えています。 国土交通省としては、密集市街地における老朽住宅の除却については財政的な支援を通じて引き続き促進して参りたいと考えております。</p>	近畿
7	<p>建築物の耐火性能等に関する研究の実施</p>	<p>(要望内容) 密集市街地における市町村の感震ブレーカー設置補助等の促進策に対し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業及び密集市街地総合防災事業の総合防災促進事業の適用を認められたい。 また、密集市街地における感震ブレーカーの設置を促進するため、わかりやすい啓発ビデオや設置効果がわかる延焼シミュレーションソフトなど効果的な普及促進ツールを整備されたい。 (要望理由) 阪神・淡路大震災における火災の約1/4は地震後の電気復旧によるものといわれているが、感震ブレーカーの設置により大幅に減らすことができる。しかし、普及率は全国で6%程度に止まっているため、強力な促進策が必要。</p>	<p>感震ブレーカーや啓発ビデオ等が効果促進事業の対象となるかについては、基幹事業との関連性、三位一体改革での一般財源化との関係性、他省庁の支援制度との関係性を踏まえて、慎重に検討する必要があると考えております。</p>	近畿
8	<p>収用事業に準ずる税制上の措置を講ずる</p>	<p>密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)による任意事業で進めている密集市街地整備事業について、税制上の措置として全て5,000万円控除(収用事業に準ずる)を適用されたい。</p>	<p>収用対象事業とそれ以外の事業とに同等の税制の特例措置を講じることは困難です。</p>	近畿

住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)

No	要望事項	要旨	ブロック
	特になし		

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	重点配分対象外の事業に対しても、事業の計画的及び継続的推進のため、可能な限りの予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震対策緊急促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック	
1	補助率の拡充、地方負担額の軽減	<p><要望の要旨></p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による甚大な被害が報告され、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。 住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。 今後、耐震化を強力に進めるためには、国の補助制度の拡充や財源確保のほか、地方においても財源確保が必要である。 <p>要望概要 「住宅・建築物安全ストック形成事業」における耐震改修費補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例) 民間建築物の耐震改修費に対する補助率23%を2/3へ引き上げ 民間建築物の耐震化に対する補助の地方負担部分に起債充当措置 耐震診断が義務付けられる建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」における補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例) 交付金と補助金を合わせて国費率1/3を1/2へ引き上げ 本事業の地方負担部分に起債充当措置</p>	<p>平成29年度予算要求に向けて、実需の有無を勘案しながら検討してまいります。なお、改正耐震改修促進法に基づき、都道府県が避難所等に位置づけた耐震診断義務付け対象の建築物については、交付金と補助金を合わせた補助率を2/5に引き上げるなどの措置を講じております。また、地方公共団体が実施する耐震改修の地方負担額は、地方財政措置(起債充当率:90%(本来分50%、財源対策債分40%))が講ぜられることとなっておりますので、参考としてください。</p>	近畿
2	天井の耐震改修工事費に対する補助対象限度額の撤廃、補助率の引き上げ	<p><要望の要旨></p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災において、体育館、劇場、ホールなどの大規模空間の吊り天井が脱落する被害が多数生じた。 本市では、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が危惧されており、市設建築物における一定規模以上の吊り天井の脱落対策の推進は喫緊の課題である。特に、震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、災害時に重要な機能を果たす施設における安全確保が急務となっている。 平成27年度に補助対象限度額が一定増額され、また、平成28年度には補助率の時限拡充措置が延長(5年)されたものの、補助対象限度額及び補助率は十分ではなく、今後、短期間に多額の事業費を要することから、吊り天井の脱落対策を強力に進めるためには、地方の財源確保が必要である。 <p>要望概要 「住宅・建築物安全ストック形成事業」における「天井の耐震改修に関する事業」の補助対象限度額の撤廃及び補助率の引き上げを要望 ・補助対象限度額(31,000円/㎡) 限度額なし ・補助率(1/3又は11.5%等) 一律 1/3</p>	<p>平成27年度当初予算において、恒久的な脱落防止措置として、既存の天井を改修した際の一般的な費用に対応できるように、補助限度額の引き上げを行っており、これを拡充することは困難です。</p>	近畿

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
----	------	----	------

1	住宅・建築物安全ストック形成事業 木造住宅の耐震対策	「住宅の耐震改修等を緊急に促進するための支援強化を目的とした拡充措置について」 住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅の耐震改修に対する補助について、戸あたり30.9万円（国費15.45千円）を加算する拡充措置が平成27年度末で終了するところであるが、平成32年度末耐震化率95%の目標達成に向け、引き続き支援強化の必要があることから、この拡充措置と同等、或いは、これに代わる新たな拡充措置の創設を要望するもの。	平成29年度予算要求に向けて、実需の有無を勘案しながら検討してまいります。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	平成27年度の社会資本整備総合交付金は、平成26年度に対し、非常に厳しい配分であり、平成28年度はさらに厳しい状況と聞いている。このような中、平成29年度の社会資本整備総合交付金については、事業を計画的に推進するため、現行の交付金制度を堅持し、事業主体が必要とする予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	必要な予算額の確保に努めます。	関東・甲信

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
	特になし		

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック	
1	予算の確保と配分	優良建築物等整備事業に係る政府予算については、平成27年度の実績として、要望額に対し約6割程度の内示額となり、今後も厳しい状況であると聞いている。 優良建築物等整備事業に係る政府予算については、要望額に対し内示額が下回ることがないように、強く要望する。	必要な予算額の確保に努めます。	近畿